変　更　後	変　更　前
第１　総則	第１　総則
［１～３　略］	［１～３　同左］
４　空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。この場合において、⑷の中継局（コミュニティ放送を行うものを除く。）の周波数については、76.1MHzから89.9MHzまでの0.1MHz間隔の周波数の中から選定するものとする。	４　空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。この場合において、⑶の中継局（コミュニティ放送を行うものを除く。）の周波数については、76.1MHzから89.9MHzまでの0.1MHz間隔の周波数の中から選定するものとする。
［⑴　略］	［⑴　同左］
⑵　中波放送の放送対象地域において外国波による混信対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局（離島を放送区域とするものに限る。）（５⑶に掲げるものを除く。）	［新設］
⑶　［略］	⑵　［同左］
⑷　超短波放送を行う中継局（⑵及び⑶に掲げるものを除く。）	⑶　超短波放送を行う中継局（⑵に掲げるものを除く。）
⑸　［略］	⑷　［同左］
５　中波放送を行う基幹放送局の放送区域において災害対策等のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局（以下「補完中継局」という。）のうち第４の３に定める周波数を使用するもの以外のもの（以下「その他の補完中継局」という。）の周波数等は、個別に定めるものとする。この場合において、その他の補完中継局の開設目的に応じ、周波数については次に掲げるものの中から選定する。また、空中線電力については原則として100W以下とし、⑴から⑶までの開設目的を達成する必要最小のものとする。	５　中波放送を行う基幹放送局の放送区域において災害対策等のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局（以下「補完中継局」という。）のうち第４の４に定める周波数を使用するもの以外のもの（以下「その他の補完中継局」という。）の周波数等は、個別に定めるものとする。この場合において、その他の補完中継局の開設目的に応じ、周波数については次に掲げるものの中から選定する。また、空中線電力については原則として100W以下とし、⑴から⑶までの開設目的を達成する必要最小のものとする。
［⑴～⑶　略］	［⑴～⑶　同左］
［６～12　略］	［６～12　同左］
［第２・第３　略］	［第２・第３　同左］
第４　超短波放送（地上系）を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等	第４　超短波放送（地上系）を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等
［１　略］	［１　同左］
［削る］	２　放送大学学園の放送 教育放送

放送対象地域	親局		
	送信場所	周波数（MHz）	空中線電力（kW）
関東広域圏	東　京	77.1	10

２　基幹放送事業者の放送（３による放送を除く。）	３　基幹放送事業者の放送（４による放送を除く。）
［⑴・⑵　略］	［⑴・⑵　同左］
３　［略］	４　［同左］